

件名	愛媛県とべ動物園魅力向上基金条例
主管課	都市整備課
根拠法令等	都市公園法、愛媛県立都市公園条例
<p>【制定の概要】</p> <p>愛媛県立とべ動物園は、開園（昭和63年）から28年が経過し、動物の高齢化や個体数の減少、獣舎や休憩施設等の老朽化、さらに年少人口の減少などの問題が顕在化しており、来園者数も減少傾向にあるなど、動物園を取り巻く環境が厳しさを増しているため、今後の将来を見据えた持続可能な動物園を目指し、県内有数のアミューズメント施設としての魅力向上や、環境学習・情操教育の場の実現に向け、ハード・ソフト両面から魅力向上に向けた取組みを戦略的かつ継続的に実施するに当たり、必要な財源確保を図るため、基金を設置する。</p> <p>【条例の概要】</p> <p>1 設置 動物の確保、施設の整備その他の総合運動公園のとべ動物園の魅力の向上を図るための事業の実施に要する経費の財源に充てるため、とべ動物園魅力向上基金を設置</p> <p>2 積立て 一般会計歳入歳出予算で定める額とする</p> <p>3 管理 現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理 収益は、予算に計上して、基金に編入</p> <p>5 処分 目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	